

## 2 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、広範な分野にわたって取組方針を示したが、その内容は具体性や実効性が十分とは言えない。今後、地方と十分に協議しながら、大綱に掲げた取組の実行と更なる改革の実現に向け、今般の「地域主権改革関連3法」の成立も弾みとし、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

さらに、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っており、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 事務・権限の移譲

中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告の内容等を受け止めた上で、地域主権戦略大綱で示された内容にとどまらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

### 2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進することができるようにするため、早期に国による義務付け・枠付け、関与について廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、条例による法令の上書き権を含めた条

例制定権の拡大を進めること。

特に、都道府県が共同で提出した「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区に係る提案事項について前向きな回答が得られていないことから、地方の意見に真摯に対応すること。

また、これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などについて「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁決的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

### 3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン」では、直轄国道・直轄河川、ハローワークについては一定の取組方針が示されたものの、これ以外の項目については具体的記述が乏しく、移譲に向けた工程など多くの部分が今後の検討に委ねられ、原則廃止を直ちに実現させる内容とはなっていない。「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

特に、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄国道・直轄河川については、財源措置等の具体的な制度的枠組みを明示した上で直ちに移管し、これら以外の事務・権限の移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方と十分に協議を行うこと。

#### 4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

「地域主権戦略大綱」では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていない。

まず、地方を含めて早急に検討を行い、具体的な方策を明確にすること。

その際、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、地域偏在性が小さい安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないよう、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、社会保障の財源については、子育て支援・障害者福祉などを含めた福祉全体を見据えた上で、サービスの担い手である地方の参画の下、国と地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を行うこと。

#### 5 地方消費税の引上げ

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供し

ていくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の税率引上げについて、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに着手すること。

## 6 自動車関連諸税の見直しへの対応

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないよう、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。

また、原油価格の異常な高騰が続いた場合の課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補てん措置を行うこと。

さらに、地球温暖化対策のための税の検討に当たっては、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことと踏まえ地方環境税や地球温暖化対策譲与税など、地方税財源を確保する仕組みを講じること。

## 7 地方法人課税の堅持

政府は「新成長戦略」に、法人実効税率の引下げを盛り込んだが、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。

国の法人税率を引き下げる場合でも、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方税の減収については他の地方税の充実を、地方交付税の減収については法定率の引上げ等を確実に行い、地方税財源を確保すること。

## 8 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確

にし、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げ等によつて対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

## 9 地域自主戦略交付金の見直し

本来、国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的である。

平成23年度から地域自主戦略交付金が創設され国庫補助金の一部が交付金化されたが、本来望ましい「税源移譲」実現までの経過措置であることを明確にした上で、より柔軟に地方の知恵と創意が活かせるものとすること。

配分に当たっては、地方における社会資本整備事業等の重要性に配慮し、地方が実施すべき事業を推進するための所要額全額を確保し、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。

制度の運用及び設計に当たっては、事務手続きの簡略化を図るとともに、今後のスケジュールや段階的な移行について、その詳細を早急に明らかにした上で、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等において十分に議論し、地方の意見を的確に反映すること。

また、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。

## 10 直轄事業負担金制度の改革

地域主権戦略大綱においては、平成25年度までに直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされているが、地方との協議など制度廃止に向けた具体的な取組は一

向に進んでいない。

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成し、早期に廃止すること。

また、直轄事業負担金の廃止に向けては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方との協議を十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映すること。

## 11 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、例えば、「地方自治基本法（仮称）」の制定など、早急に地方自治法を抜本改正すること。

## 12 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、検討期間を十分に確保するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。